

京都市美術館 再整備基本計画

輝かしい伝統を継承し、
世界に誇る美術館であるために



～創建 80 年目のイノベーション～

平成 27 年 3 月



日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する美術館へ

京都市美術館は創設以来80年以上の永きにわたり、日本有数の美術館として京都の、ひいては我が国の文化芸術を牽引する役割を担ってきました。

また、建設当時の姿をとどめる重厚な本館は、それ自体が美術作品とも言え、近代建築として高い評価を得ています。

一方で、歳月の経過と共に建物や設備の著しい老朽化をはじめ、アメニティ施設の不足、多様化する展覧会に対応しきれていない展示室など様々な課題に直面しています。



折しも、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」、またその前後の、「ラクビーワールドカップ2019」、「関西ワールドマスターズゲームズ2021」など、世界の人々の耳目が日本に集まり、また実際に世界中から多くの人々が日本を訪れる大きな機会が次々と到来します。これは、京都の優れた文化芸術やまちの奥深い魅力を広く発信する絶好のチャンスもあります。

まさに今こそ、京都市美術館が末永く未来にわたって日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了し続ける美術館であるために、抜本的な改革の取組に全力を挙げるべき時。その強い思いの下、この度本市では「京都市美術館再整備基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「京都市美術館将来構想」でお示しした理念を具体化。展示、アメニティ、教育普及等の各機能や岡崎地域の在り方を踏まえた環境整備など、幅広い視点に立って様々な角度から美術館をみつめ直し、必要な整備内容を取りまとめました。

今後、本計画に基づいて、50年、100年先を見据えた再整備を推進してまいりますので、引き続き皆様の御支援、御協力ををお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に際し貴重な御意見や御提案をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

京都市長

門川 大作

《目 次》

はじめに	1
(1) 基本計画の目的	2
(2) 基本計画の位置付け	2
(3) 上位・関連計画など	3
1 現状の把握と課題整理	5
(1) 敷地・施設の現状把握	5
(2) 既存施設における法的要件及び手続きの整理	11
2 施設の整備及び運営の基本方針	14
(1) 京都市美術館が目指すべき方向性について	14
(2) 施設の整備及び運営の基本方針	15
3 施設整備内容の検討	18
(1) 施設整備に関する課題	18
(2) 諸室構成・規模の検討	20
(3) 施設整備計画	24
(4) 必要な基本的性能の整理	26
4 事業計画等の検討	29
(1) 概算事業費	29
(2) 事業スケジュール	29
(3) 設計者選定の手法	29

はじめに

京都市美術館は、昭和 3 年に京都で挙行された天皇即位の大礼を慶祝記念し、多くの市民の協力を得て昭和 8 年 11 月 13 日に「大礼記念京都美術館」の名称で、日本で二番目の大規模公立美術館として開設された。現在の建物は、公立美術館としては創建当時のまま現存する国内最古の建物であり、近代建築として高く評価されている。

この 80 年を超える歴史の中で、京都市美術館は、多くの著名な作家を輩出してきた公募展「市展（現：京展）」や、3,000 点を超える質の高いコレクションとその展覧会の開催、また主要な美術団体の全国巡回展の開催、更には多くの魅力的な海外展を開催し、我が国屈指の集客力を誇るなど、日本の芸術文化を大きくけん引する役割を担ってきた。

また、京都市美術館は、我が国有数の文化・交流ゾーンである岡崎地域の各施設の中でも中核的な存在であり、周辺の施設とともに、東山を借景として琵琶湖疏水沿いに優れた文化的景観を形成している重要な施設でもある。

近年、社会情勢の変化により、美術館はこれまでからのコレクションの収集と保存、作品展示や調査研究といった基本的な機能に加え、教育普及活動、分野を超えた芸術活動の発表、市民の交流、地域文化の発信など、街の活性化につながる幅広い機能を期待されている。また、美術作品の概念も、技術の発達や他分野との融合・協働などによりメディアアートやインсталレーションをはじめ、大きく多様化している。

一方で、開館から 80 年以上が経った京都市美術館においては、建物・設備の老朽化に加え、スペースの不足、教育普及活動のより一層の推進、職員体制の整備など、様々な課題に直面しており、特に美術館本来の機能だけではなく、社会教育施設としての役割、来館者サービスや施設環境の改善、そして文化芸術の発信拠点としての機能の充実を図っていく必要がある。今後とも、これまでの文化的蓄積を継承し、新たなものを取り入れながら、未来へつなげていくため、様々な課題に対応し、現代のニーズに合わせた再整備を行っていかなければならない。

本市では昭和 53 年に「世界文化自由都市宣言」を行い、平成 18 年には「京都文化芸術都市創生条例」を施行、その後、「はばたけ未来へ！ 京プラン（第2期京都市基本計画）」の文化芸術に係る分野別計画として、同条例に基づき、平成 19 年に「京都文化芸術都市創生計画」を策定した（平成 24 年3月改定）。

同計画では、京都市美術館について、「展示環境の改善、生涯学習施設としての機能の充実、市民や観光客の憩いの場の整備など、ミュージアム機能の充実に向け、将来構想の策定と再整備に取り組む」とこととしている。

この基本計画では、京都市美術館将来構想はもとより、岡崎地域活性化ビジョンなどにおける本市の政策を踏まえつつ、現状の課題、法的要件の整理、必要な施設の規模や機能などを明らかにし、具体的な再整備事業の内容を、様々な観点から調査、検討を加え、取りまとめたものである。

(1) 基本計画の目的

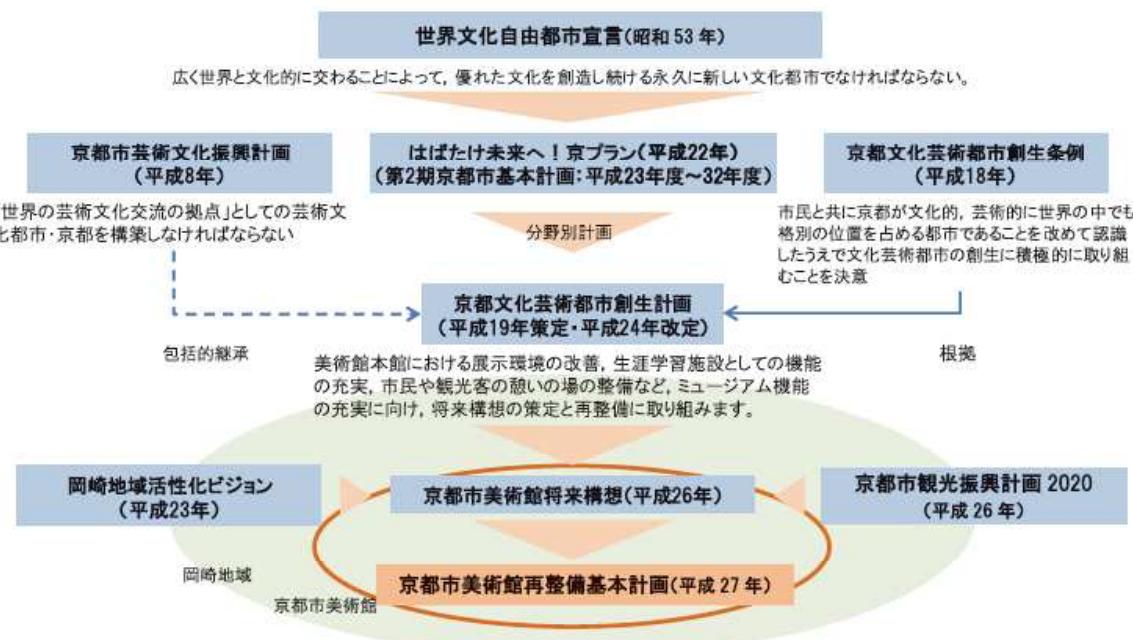
京都市では、京都市美術館を今後とも国内外の多くの人々を魅了し、市民に愛され続ける、文化芸術都市・京都にふさわしい世界に誇れる美術館としていくため、目指すべき美術館像を明らかにするとともに、求められる役割・機能について検討するため、平成26年3月、「京都市美術館将来構想」を策定した。

本基本計画は、将来構想で示された目指すべき方向性を踏まえ、現状の課題や、必要な施設の規模、機能を明らかにするための調査・検討を行い、再整備事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(2) 基本計画の位置付け

平成26年3月に策定された京都市美術館将来構想を踏まえて、その示された方向性を実現するため、導入すべき機能や必要諸室、その規模などを様々な観点から調査、検討を加え、具体的な整備内容について定めるものである。

【図表1】京都市美術館再整備基本計画の位置付け



(3) 上位・関連計画など

ア 世界文化自由都市宣言(昭和53年)

○京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

イ はばたけ未来へ！京プラン(第2期京都市基本計画 平成23年度～平成32年度)(平成22年)

○京都のまち全体を文化芸術の活動の場としてとらえ、その拠点施設として、京都会館、京都芸術センター、京都市美術館、京都コンサートホール、地域文化会館などが十分な役割を果たすよう、それぞれの文化施設の機能の充実を図る。

ウ 京都市文化芸術都市創生条例(平成18年)

○将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、無からの文化芸術の育成や振興ではなく、優れた文化芸術の保存と継承により、創造的な活動が不断に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらし、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

○ここに、本市は、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで文化芸術都市の創生に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

エ 京都文化芸術都市創生計画(平成19年策定・平成24年改訂)

○(京都市美術館は)開館後78年を経て(平成24年3月現在),良好な展示環境の実現や、約2,400点に及ぶ所蔵品の適切な収蔵環境の確保など,施設改修が必要な状況になっています。開館90周年、100周年を見据えつつ、美術館本館における展示環境の改善、生涯学習施設としての機能の充実、市民や観光客の憩いの場の整備など、ミュージアム機能の充実に向け,将来構想の策定と再整備に取り組みます。なお、取組に当たっては、建物の文化財としての価値、また、岡崎地域の中心部に位置するという立地にも配慮し、取り組むこととします。

オ 岡崎地域活性化ビジョン(平成23年策定)

芸術文化・MICE 拠点としての機能強化

○岡崎ならではの多彩な文化・交流施設の集積をいかし、質の高い文化芸術が創造・発信される世界に冠たる文化・交流拠点としての機能強化と、MICE 拠点としての機能強化を図る。

■文化・交流拠点としての機能強化

○「京都市美術館」では、集客力のある企画展が誘致できる美術館機能の向上や、市民や芸術家が憩い、交流できる空間機能の強化を図る。(ミュージアムカフェや疏水沿いの親水空間・交流スペースなど)

多くの人々が訪れたくなる新たな賑わい創出

○道路や公園、施設などのオープンスペースをつないで一体的に活用し、市民、地域の人々、来訪者に親しまれる、歩いて楽しい岡崎地域にふさわしい憩いの空間と賑わいの創出を図る。新たに、美味しい食事を楽しめる時間や夜の魅力の創出に取り組む。

■夜の魅力創出

○岡崎地域の夜の魅力を創出するため、夜間営業を行っていない美術館や動物園、民間施設などでナイトミュージアム、ナイトパークの展開を図る。あわせて、ライトアップやイルミネーションによる演出、街路灯のデザイン検討などに取り組む。

■岡崎グラウンド空間の多様な活用

○野球場とテニスコートとして利用されている現状の岡崎グラウンドは、岡崎地域の核として市民、来訪者がより幅広く活用・交流できる空間とすることが望まれる。

○豊かな緑に囲まれた広々としたオープンな空間を大前提として、多彩なイベントや文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションなどを楽しめる交流と創造のスペースとすることを検討する。また、周辺の景観と調和した来訪者が憩えるカフェ・レストラン・ショップなどの賑わいを創出することも検討する。

■新たな憩いの空間と賑わい創出

○岡崎地域に集積する美術館や博物館、有名な寺院・神社などに対して、ビジョンに掲げる将来像を実現するため、岡崎地域にふさわしい新たな憩い空間、賑わいの創出に向けた主体的な事業の企画を呼び掛けると同時に、各事業推進のための様々な支援を行う。

力 京都観光振興計画2020(平成26年策定)

○京都市美術館の再整備による、外国人観光客をはじめとした国内外からの幅広い人々が集う魅力的な場所の創出

○岡崎の優れた地域資源をいかした魅力創出や総合的な案内・情報発信、岡崎の地域資源の保全・継承と積極的な活用を促進するための制度整備、文化・交流施設の機能強化による岡崎地域活性化の推進

キ 京都市MICE戦略2020(平成26年策定)

○みやこめっせ、ロームシアター、国際交流会館など岡崎地域施設の一括活用と、美術館、庭園など多彩な集積資源をいかしたユニークベニュー※活用化の推進

※ユニークベニュー 本来の用途とは異なる利用を可能にすることでMICEのイベント・レセプション会場として機能する施設のことを指す。

ク その他の関連計画など

(7) 京都市公共建築デザイン指針(平成12年)

(1) 京都市生物多様性プラン(平成26年)

(ウ) 京都市地球温暖化対策計画<2011－2020>(平成26年)

(イ) スマートシティ京都プロジェクト(平成24年)

(オ) 京都市公共建築物低炭素仕様(平成26年)

1 現状の把握と課題整理

ここでは、京都市美術館の再整備を検討するうえで、必要となる敷地・既存施設の基礎的な情報や、現状の把握、課題整理を行う。

(1) 敷地・施設の現状把握

ア 立地条件の整理

(ア) 敷地の位置と周辺エリア環境

- ・ 京都市美術館は、我が国有数の文化・交流ゾーンである岡崎地域に立地している。
- ・ 周辺には、ロームシアター京都や京都市動物園、みやこめっせ、平安神宮、京都国立近代美術館、京都府立図書館など、多彩な文化・交流施設が集積している。
- ・ 京都市美術館には本館と別館があり、別館はロームシアター京都と隣接している。
- ・ 最寄りの鉄道駅である市営地下鉄東西線東山駅は南西に直線 500m の距離にあり、鉄道利用者は、敷地西側の神宮道を北上するルートを通って訪れる。東山駅からは徒歩で 10 分程度である。
- ・ バス交通(市バス)については、四条河原町・京都駅方面等へのバス停が岡崎公園内に 3箇所あり、特に美術館本館前にバス停があるため、バスによる交通利便性は高い。

【図表2】京都市美術館の位置と周辺施設の立地状況



地図: 京都府・市町村共同統合型地理情報システム(GIS)を基に作成

(イ) 敷地概要

- 京都市美術館本館及び別館の敷地概要は以下のとおり。

【図表3】京都市美術館本館及び別館の敷地概要

	本館敷地	別館敷地
所在地	京都市左京区岡崎円勝寺町 124	京都市左京区岡崎最勝寺町 13
敷地面積	24,331 m ²	3,132 m ²
合計:27,463 m ²		
用途地域	市街化区域—第2種住居地域 岡崎文化芸術・交流拠点地区	
容積率／建ぺい率	200%／60% (岡崎公園地区特別修景地域のため 40%)	
高度地区	15m 第2種高度地区(建物高さ 15m 以下, ただし岡崎文化芸術・交流拠点地区のため, 主要施設部分の高さは 25m 以下)	
地区計画	岡崎文化・交流地区(神宮道・二条通から 10m, 岡崎通・琵琶湖疏水から 4m の壁面後退)	
防火地域	—	
景観保全	風致地区第5種地区, 岡崎公園地区特別修景地域(E地区)	
眺望景観	遠景デザイン保全地区	
周辺土地利用状況	敷地は岡崎公園内にあり, 本館敷地の東に京都市動物園, 西を京都国立近代美術館・京都府立図書館, 南を疏水, 北を岡崎グラウンドで囲まれている。	
接道条件	北は二条通, 西は神宮道, 東は岡崎道に接道している。	
交通アクセス	市バス 5系統・46系統・100系統「岡崎公園 美術館・平安神宮前」下車すぐ 地下鉄 東西線 東山駅より徒歩約 10 分	

【図表4】京都市美術館本館・別館の敷地



地図: 京都府・市町村共同統合型地理情報システム(GIS)を基に作成

(ウ) 敷地に係る法令上の制約条件の整理

- ・ 京都市美術館の敷地に係る法令上の制約条件として、以下のとおり、主に都市計画上の法規制があげられる。
 - a 岡崎公園(都市公園法に基づく都市公園)
 - ・ 岡崎公園は都市公園法に基づく都市公園と位置付けられている。岡崎公園内の建ぺい率については、「京都市都市公園条例」に基づき、便益施設等が敷地面積の 100 分の 4, 教養施設等が敷地面積の 100 分の 10 以内と定められており、それぞれの割合に該当する施設について、約 5,130 m², 約 3,680 m²の範囲において、地上部への増築の可能性がある。
 - b 第二種住居地域(都市計画法に基づく用途地域)
 - ・ 市街化区域の第二種住居地域に指定されており、建ぺい率 60%, 容積率 200%と定められている。
 - c 岡崎文化芸術・交流拠点地区(建築基準法に基づく特別用途地区)
 - ・ 建築基準法に基づく特別用途地区である「岡崎文化芸術・交流拠点地区」に含まれている。
 - d 岡崎文化・交流地区(建築基準法に基づく地区計画)
 - ・ 岡崎地域活性化ビジョンに基づき地区計画である「岡崎文化・交流地区 地区計画」が定められている。
 - ・ E 地区の区域に含まれており、壁面位置は、神宮道・二条通から 10m, 岡崎通・琵琶湖疏水から 4m と定められている。また、建築物などの高さの最高限度については、主要部分(美術館本館部分)の高さは 25m, それ以外の範囲は 15m と定められている。
 - ・ 建築物などの形態又は色彩その他意匠の制限として、「京都市美術館の近代の重厚な佇まいによる風格と落ち着きある建築物と調和すること」とされている。
 - e 東山風致地区 第5種地域(京都市風致地区条例に基づく種別)
 - ・ 京都市風致地区条例に規定する第5種地区「趣のある建築物が重要な要素となって自然的景観を有する地域」に分類されている。
 - ・ 原則として、高さ 15m以下、建ぺい率は 40%, 建築物の後退距離は道路に接する部分では 2m, その他の部分では 1.5m, 緑地の規模は 20%以上設けることと定められている。
 - f 岡崎公園地区特別修景地域(京都市風致地区条例に基づく地域)
 - ・ 岡崎公園は特別修景地域に指定されており、建ぺい率 40%以下、街区緑地率 35%以上とすることが定められている。
 - g 埋蔵文化財包蔵地
 - ・ 本館敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地「円勝寺跡」(寺院跡)であり、重要遺跡・小規模遺跡に分類されている。
 - ・ 敷地内に新たに建物を建設したり、地下スペースを設けたりする場合には、試掘調査や発掘調査を行う必要がある。
 - h 京都市環境保全基準
 - ・ 京都市環境基本条例第 11 条に基づき、京都市環境保全基準が設定されており、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音、土壤汚染、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類について、可及的速やかに達成するよう努めるべき環境保全基準が定められている。
 - ・ この内、施設計画に関するものとしては、「7 緑に係る環境保全基準」「(1)市街地に係るもの」として、「緑被率を37%にすること」とあり、増築棟や緑地の配置計画について、念頭に置く必要がある。

イ 本館及びその他施設の現状把握・整理

(7) 本館敷地の施設概要

- 京都市美術館の本館敷地内にある施設の概要は以下のとおり。

【図表5】京都市美術館本館敷地内の施設の概要

	本館建物	収蔵庫棟	事務所棟
所在地	京都市左京区岡崎円勝寺町 124		
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2F・地下 1F 建	鉄筋コンクリート造 地上 1F・地下 1F 建	木造 地上 2F・地下 1F 建
築年月	昭和 8 年(1933 年) 竣工(築 81 年)	昭和 47 年(1972 年) 竣工(築 42 年)	昭和 8 年(1933 年) 竣工(築 81 年)
敷地面積	24,331 m ²		
床面積 (容積率)	9,349 m ² (38.4%) 合計: 11,907 m ² (49.0%)	1,790 m ² (7.4%)	768 m ² (3.2%)
建築面積 (建ぺい率)	4,657 m ² (19.1%) 合計: 6,396 m ² (26.3%)	1,465 m ² (6.0%)	274 m ² (1.1%)
主な諸室	展示室: 24 室 本館 1 階: 11 室 本館 2 階: 13 室	収蔵庫: 3 室 (約 278 m ² /室)	事務室(2 室), 館長室, 会議室, 資料室, 書庫など
陳列面積	5,039 m ²	—	—
総壁面長	1,832 m	—	—

【図表6】本館敷地における施設配置の現状



(イ) 本館及びその他施設の諸室構成

- 京都市美術館本館及びその他施設における現状の諸室構成と面積は以下のとおり。

【図表7】京都市美術館の本館・収蔵庫棟・事務所棟の諸室の面積表

本館	面積(m ²)	面積割合	事務所棟	面積(m ²)	面積割合
展示室 ※1	5,039	54%	館長室	26	3%
1階北展示区画(101～105号室)	1,027	11%	事務室	170	22%
1階南展示区画(106～110号室)	1,027	11%	会議室	18	2%
1階大展示室	714	8%	宿直室	20	3%
2階北展示区画(201～206号室)	1,049	11%	資料室	55	7%
2階南展示区画(208～213号室)	1,049	11%	書庫	95	12%
2階展示室 207号室	176	2%	倉庫・物置	212	28%
その他	4,310	46%	その他	172	22%
床面積合計	9,349	100%	床面積合計	768	100%

収蔵庫棟	面積(m ²)	面積割合
収蔵庫関連諸室	1,402	78%
収蔵庫	829	46%
前室	92	5%
荷解室	159	9%
修理室	17	1%
殺菌室	8	0%
搬入口	55	3%
監視員室	9	1%
倉庫	27	2%
その他・機械室 等	206	12%
講演室関連諸室	232	13%
講演室	122	7%
準備室	5	0%
玄関ロビー	28	2%
倉庫	6	0%
管理人室・給湯室	17	1%
その他(便所、階段等)	54	3%
その他	156	9%
床面積合計	1,790	100%

本館敷地内の施設	面積(m ²)	面積割合
本館	9,349	79%
展示室	5,039	42%
その他	4,310	36%
収蔵庫棟	1,790	15%
収蔵庫関連諸室	1,402	12%
講演室関連諸室	232	2%
その他	156	1%
事務所棟	768	6%
床面積合計	11,907	100%

※1 各展示室の面積には、陳列面積を採用した。それ以外の諸室の床面積については、各図面から通り芯の面積を計測した。

注：小数点第一位を四捨五入しているため、合計値が一致しないことがある。

(ウ) 別館の現状把握・整理

- 京都市美術館の別館の施設概要は以下のとおり

【図表8】京都市美術館別館の概要

別館建物			
所在地	京都市左京区岡崎最勝寺13		
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造／地上2階・地下1階建		
築年月	昭和5年(1930年)8月竣工(築83年) ※ 当初は京都市公会堂東館として建設され、平成12年(2000年)4月に内部を全面改修後、別館として開館。		
敷地面積	3,132 m ²		
床面積(容積率)	1,967 m ² (62.8%)		
建築面積(建ぺい率)	892 m ² (28.5%)		
主な諸室	展示室:2室(1階:第1展示室 2階:第2展示室)		
陳列面積	合計:917 m ² 第1展示室:416.78 m ² 第2展示室:499.85 m ²	壁面長さ	合計:395m 第1展示室:219.17m 第2展示室:175.48m

(イ) 別館の諸室構成

- 京都市美術館別館における現状の諸室構成と面積は以下のとおり

【図表9】京都市美術館別館の諸室の面積表

別館	面積(m ²)	面積割合
展示室 ※1	917	47%
1階 第1展示室	417	21%
2階 第2展示室	500	25%
その他(事務室、ロビー、通路等)	1,050	53%
床面積合計	1,967	100%

※1 展示室の床面積として、陳列面積を採用した。

注: 小数点第一位を四捨五入しているため、合計値が一致しないことがある。

(2) 既存施設における法的要件及び手続きの整理

ア 増築・改修における前提条件

- 既存施設の構成として、本館、収蔵庫棟、事務所棟の3棟からなり、増築に関しては、これらに構造上の接続を設けず(エキスパンションジョイントによる接続)，相互に接続し、増築する計画とする。

本館・事務所棟:昭和8(1933)年竣工 収蔵庫棟:昭和47(1972)年竣工

新棟は、本館建物の床面積(9,349 m²)の2分の1以上の規模を想定

イ 本館建物構造部分に対する法的遡及

- 本館の増築部分が、既存の本館建物の床面積(9,349 m²)の2分の1以上となる場合には、以下の対応が必要になる。

【図表10】本館建物構造部分に対する遡及

項目	内容
増築部分との接続	・本館建物と増築部分は、エキスパンションジョイントで相互の応力を伝えない構造方法で接続する必要がある。
本館建物の耐震性	・増築・改修後の本館建物の耐震診断を行い、安全性の確認を行う必要がある。 ・基準を満たさない場合には、耐震改修を行う必要がある。
建築設備・屋根ふき材	・建築設備及び屋根ふき材が落下しないように処置するなど、安全性を確保する必要がある。
エレベーター構造	・エレベーター構造の安全性、耐震性を確保する必要がある。

ウ 本館建物構造部分以外に対する遡及等

- 構造部分以外の遡及については、本館建物の増築によって、適用することが必須となる項目と、緩和規定により必須とはならない(部屋などの単位で改修を行う場合に適用することが必要になる)項目がある。
- 増築により必須となる項目については、現行法が適用されているか確認が必要になる。
- 緩和規定により必須とならない項目については、本館建物で老朽化などに伴う改修を別途行うことから、現行法が適用されているか確認を行ったうえで、適用されていない場合には、その既存不適格部分の改修を行い適用させるかどうか、判断が必要となる。
- 本館建物においては、主に対処が必要となるのは、消防設備である。

■ 消防設備について

- 消防法に関連する設備については、美術館という施設の特性を踏まえると、未設置のスプリンクラーをガス系消火設備等の設置により代替とすることが望ましいと考えられる。

エ 再整備における必要手続きなどの整理

- ・ 京都市美術館の再整備に当たって、必要と考えられる手続きについては、以下のとおり。
- ・ なお、本館建物の文化財指定・登録に関する手続きについて、京都市美術館将来構想の中で「将来的な文化財指定を視野に入れて再整備を行うべき」とあり、本項において登録に関する手続きについても整理する。

(7) 建築計画通知及び消防同意

- ・ 公開承認施設の承認や美術品補償制度の適用に必要な耐震補強に関する、耐震判定委員会の判定。
- ・ 上記判定を前提とした計画通知及びその消防同意。

(イ) 風致地区条例による手続等

- ・ 京都市美術館本館の敷地は、岡崎公園という優れた景観が保たれている地域でもあり、京都市風致地区条例における第5種風致地区、岡崎公園地区特別修景地域地区計画による岡崎文化・交流地区に定められており、建築物等の形態や色彩その他意匠等について制限されている。

(ウ) 埋蔵文化財調査

- ・ 京都市美術館本館の敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地「円勝寺跡」(寺院跡)であり、敷地内に新たに建物を建設したり、地下スペースを設けたりする場合には、試掘調査や発掘調査を行う必要があり、本敷地の規模から、3年程度の期間が必要になると想定される。

(エ) 本館の文化財指定・登録

- ・ 国における文化財保護の体系の中で、建造物に当たはまる有形文化財には、指定を受ける「有形文化財」と、登録を受ける「登録有形文化財」があり、ここでは指定と登録それぞれの概要について整理する。

a 文化財指定に係る手続(国指定制度)

- ・ 候補物件調査から、諮問案作成とするまでに最低でも2年程度かかると想定される。
- ・ 重要文化財の指定に係る基準は、「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」において定められている。

b 文化財登録に係る手続(文化財登録制度)

- ・ 文化財登録制度は、平成8年の文化財保護法改正によって創設された制度で、残すべき古き良き建造物を事業展開や地域活性化のために積極的に使いながら、文化財として緩やかに守っていくという制度である。
- ・ 候補物件調査から、諮問案作成とするまでに、現地調査等を実施する必要があり、美術館の開館状況にも影響を受けるため、期間には幅があると考えられるが、数箇月程度はかかると想定される。諮問案作成から、登録証交付とするまで、他事例では1年程度かかっている。

(オ) 公開承認施設の承認に係る手続き

- ・ 博物館や美術館などの国宝・重要文化財の所有者(管理団体を含む)以外の者が、当該文化財を公開しようとする場合、文化庁長官の許可が必要であるが、文化財の公開活用の観点から、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた場合、公開後の届出で足りることとされている。この承認を受けた施設を公開承認施設といいう。
- ・ 基本的には文化庁との協議によるが、明文化された基準に施設を適合させるという側面よりも、個々の懸案事項について合意を得るという色彩が強い。

(カ) 美術品補償制度の適用要件への適合

- ・美術品補償制度（「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」により実施）は展覧会を対象とした制度であるが、その適用における施設要件として耐火性や耐震性、適正な温湿度管理、防火防犯のために常時稼動する設備等が求められている。

(キ) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に係る手続き

- ・京都市では、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用し、同法の施行日である昭和25年11月23日以前に建築された建築物のうち、景観的、文化的に特に重要なものと位置付けられた歴史的な価値を有する建築物について、同法の適用を除外し、同法の下では困難であった建築行為を可能とする制度を創設している。

(ク) 文化財保護法に基づく重要文化的景観

- ・文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地区の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」であり、文化的景観の中でも特に重要なものを、国が文化財保護法第134条第1項に基づき重要文化的景観として選定する。
- ・現在、文化庁に対して「京都岡崎の文化的景観」を重要文化的景観に選定するための申し出を行っており、京都市美術館は、「京都岡崎の文化的景観」の中の、岡崎公園エリアに含まれている。

2 施設の整備及び運営の基本方針

(1) 京都市美術館が目指すべき方向性について

平成25年度、京都市美術館評議員会の下に検討委員会が設置され、京都市美術館将来構想について活発な議論がなされた。平成26年3月、同評議員会から京都市へ答申が提出され、京都市は答申に基づき京都市美術館将来構想を策定した。その中で、京都市美術館の目指すべき方向性は次のようにまとめられている。

1. 未来に向けて歴史を紡いでいく美術館

- ・ 京都は、悠久の歴史の中で、多様な文化芸術を重層的に蓄積し、それらをただ守るだけでなく、絶えず新しく生み出すための創意と工夫を続けてきた世界の中でも稀有な都市です。
- ・ 京都市美術館も、歴史的背景や、これまで果たしてきた役割を再認識したうえで、従来の文化的蓄積を継承し、新たなものを取り入れながら、未来へつなげていきます。また、今後の更なる発展のために、展覧会、展示の在り方、コレクション形成をはじめ、あらゆる側面においてこの視点を貫いていきます。

2. 幅広い世代の人々が集う美術館

- ・ 京都市美術館は、市民の財産であり、京都以外から訪れるすべての人にとっても京都の文化芸術に触れることのできる大切な場です。京都市美術館は、子どもから高齢者まで幅広い世代に開かれ、市民はもちろんのこと、国内外から人々が集う魅力的な場所であることを目指します。

3. ゆったり滞在し、ゆっくり楽しめる美術館

- ・ 京都市美術館は、市民や日本各地、世界各地から訪れるすべての来館者にとって、作品を鑑賞する場所であるとともに、くつろぎや癒しを提供する場もあります。
- ・ 来館者が、作品をゆっくりと鑑賞でき、美術鑑賞の余韻を楽しみ、様々な人と交流できる環境であることを目指します。

4. 日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する美術館

- ・ 京都市美術館は、80年間の輝かしい歴史の中で、京都のみならず日本の文化芸術の発展に極めて重要な役割を果たしてきました。
- ・ 今後も、50年後、100年後の未来を見据え、日本の文化芸術の中核として、世界の人々を魅了する存在であることを目指します。

(2) 施設の整備及び運営の基本方針

ア 整備の基本方針

(7) 整備のコンセプト

- 将来的に文化財指定を目指す 20 世紀の本館に加え、建物自体が作品ともいえる 21 世紀の新棟を建設し、**文化芸術都市・京都の新たなシンボルとなる美術館**を目指す。
- 京都画壇や京都が誇る工芸美術の所蔵品に加え、芸術系大学が集積する強みを活かして現代美術の“今”を発信し、**日本を代表する複合型美術館**としての魅力を高めていく。
- 世界有数のブランド都市・京都の中核ゾーン岡崎地域のポテンシャルを活かしつつ、ギャラリー機能やアメニティ機能の飛躍的な向上を図り、**日本有数の集客力がある美術館**を目指す。

(イ) 整備の基本方針

- 我が国を代表する近代建築である本館については、建物の風格を失うことなく保存し、将来的には国の文化財指定を目指す。
- 新棟は、東山を借景にした本館との調和を図った、優れた建築デザインとともに、地下空間の大膽な活用も含め整備する。

(ウ) 整備内容の柱

① 本館の改修

●建物の保存

●展示機能とアメニティ機能の充実

- 常設展示スペースを新設、コレクションの中核である「京都画壇」を多角的に紹介し、重層的に京都の美の系譜を理解してもらえる常設展を開催する。
- 大展示室に多目的スペースとしての機能を持たせ、展示企画と連動したコンサートや講演会等展覧会の世界を深めるイベントを開催、国際会議のレセプション会場等にも積極的に活用する。
- 断熱補強や空調設備等の刷新により、全展示室の展示環境を大幅に改善、よりきめ細かく、多彩な展示会ニーズに対応する。
- 中庭を改修し、憩いのスペースとして再生、彫刻等の作品を展示し、美術を肌で感じられる空間として整備する。
- 安全安心な建物とするため、耐震改修を実施する。
- 高齢者・妊婦・子ども連れの方々も含め、すべての方が快適に過ごせるよう、施設のユニバーサルデザイン化を推進する。
- 2階展示室や1階大展示室など自然光が入る展示室については、窓に紫外線を除去する機能等を設け、施設としての魅力を維持する。

② 新棟の建設

●地下空間の活用

●展示・収蔵・教育普及機能とアメニティ機能の拡張

- 現代美術、現代工芸等の新たな展示スペースを新設、ギャラリー機能を強化するとともに、世界が注目している新しい領域の現代美術展を開催し、現代美術の情報拠点を創出する。
- ワークショップルーム、講演室、作品閲覧室等を新設、観賞講座やワークショップ、作家の創作過程の公開など多彩な体験型プログラムを実施する。

- ・収蔵庫を増設し、コレクションの充実、次世代の美術となる現代美術作品の収集、教育普及プログラム充実のための海外作品受入れに対応する。
- ・託児室等、子どものためのスペースを整備する。
- ・ミュージアムショップ、カフェ、岡崎地域の案内機能(コンシェルジュ)等の新設などにより、岡崎地域全体の文化・交流拠点として整備する。

③ 敷地等の整備

- 新たな賑わい空間の創出
- 環境と景観への配慮

- ・事務所棟は、アートを意識した賑わい施設への転用を検討する。
- ・日本庭園は保存と積極的な活用を図る。
- ・疏水のぞむ南側エリアは、桜並木を活かした憩いと交流のスペースを整備する。
- ・太陽光発電、屋上緑化、コーチェネレーションシステムの設置等を検討し、環境に最大限配慮する。

イ 運営の基本方針

(7) 運営の基本方針

- ・貴重な文化的財産を保存継承し、多様な美術作品の鑑賞機会を提供するとともに、次世代の若手作家や市民の創造的活動を支援する**複合型美術館**を目指す。
- ・芸術系大学や学校の美術教育との連携、市民協働の推進により、すべての人に開かれた生涯学習の場となる**社会教育施設**を目指す。
- ・岡崎地域のポテンシャルを生かし、文化・観光振興のための多彩なプロモーションを可能とする**国際文化観光都市・京都の発信拠点**を目指す。

(イ) 運営内容の柱

- 国際的な視野に立ち、連携と協働により進める多彩な事業

○魅力的な展覧会の開催

- ・「京都画壇」を多角的に紹介し、京都の美の系譜を重層的に理解できる常設展を開催する。
- ・世界が注目する多様な芸術表現を取り上げた現代美術等の企画展を開催する。
- ・魅力的な海外展の誘致、特色ある美術館とのパートナーシップによる多彩で国際的な文化芸術交流を推進する。
- ・美術・工芸の系譜に連なる伝統産業產品に着目し、地場産業の振興、技術の普及継承につながる展覧会を開催する。

○次世代の育成、教育普及・調査研究の充実

- ・芸術系大学や美術団体に展覧会場として施設を提供、若手作家や市民の創作活動を支援する。
- ・芸術系大学や高校と連携し、ワークショップルーム等で独自の先駆的教育を体験できる場を提供する。
- ・子どもや先生を対象に常設展の鑑賞講座や、ワークショップ、作家の創作過程の公開等の体験型プログラムを実施する。
- ・京都で活動する作家や美術関係者の自主研究会等とも連携し、調査研究のネットワーク拡大と、知見の蓄積・向上を図る。

○賑わい創出、MICE戦略の推進

- ・ライトアップ等に合わせた夜間開館、京都岡崎ハレ舞台との連携など多彩な活性化事業を実施、また、民間活力を積極的に導入する事業スキームを検討する。
- ・大展示室や中庭、庭園を、国際会議のレセプション等のユニークベニュー（本来の用途とは異なる特別感のある会場利用を行う施設）として積極的に活用する。

●新たなミッションを推進するための運営体制の確立

- ・新たな事業活動に対応して組織と体制を再構築、展覧会や調査研究の充実、広報や資金調達の強化を図る。
- ・現代美術等の分野では、展覧会ごとに高い企画力を有する外部キュレーターを採用するなど、時代のニーズに即した人員配置の枠組の創設を図る。
- ・補助スタッフに学生ボランティアやインターン制度等を積極的に活用し、次代を担う人材を育成する。

●美術館の魅力を高め、自立した運営を行うための財源の確保

- ・新たな寄付制度の創設、アメニティ施設への民間活力の導入等による增收策を推進する。

●将来的な運営の在り方の検討

- ・美術館活動の基盤をなす学芸部門は直営体制を基本とし、広報や資金調達など、民間の人材、ノウハウが活かせる部門については民間活力の導入も視野に、京都市として責任ある体制を堅持しつつ、さらに魅力を高める運営の在り方を検討する。

3 施設整備内容の検討

(1) 施設整備に関する課題

ここでは、竣工から80年以上が経過する京都市美術館が抱える課題について整理する。

ア 建築・設備に係る課題

(ア) 建物外部における課題

a 本館及び収蔵庫棟の壁面劣化によるタイルの割れ・浮き・欠けなどの補修

- 本館及び収蔵庫棟においては、壁面の劣化によるタイルのひび割れや割れ、欠け、浮き、白華現象が見られる。タイルのひび割れは、下地のコンクリート躯体のひび割れによるものであると考えられ、コンクリート躯体の劣化対策も必要と考えられる。また、タイルの割れ、欠けや浮きは、今後の経年劣化や地震などにより剥落の危険性があるため、補修が必要である。

b 本館の大屋根防水の老朽化による雨漏りの解消

- 本館の展示室において、過去に雨漏りが発生した箇所があり、美術館という施設の特性から、展示品などへの影響があつてはならないため、改修を行い予防することが求められる。

(イ) 建物内部における課題

a 本館建物の既存不適格部分の廻及適用

- 京都市美術館本館は竣工から80年以上が経過した建物であるため、現行の建築基準法や消防法に定められた基準などを満たしていない既存不適格部分があり、増改築を行う際に計画通知が必要となる場合には、併せて既存不適格部分の廻及適用が必要となるため、対応が必要である。
- 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の適用も含め検討する。

b 窓からの外光・紫外線を遮断・除去する機能の導入

- 現在、本館2階と1階大展示室には外光が入る天窓が設置されているが、これらの窓には外光自体を遮断する機能、又は紫外線を遮断する機能がないため、映像作品や暗室を造ることが求められる作品などの展示内容によっては、窓に紫外線を除去する機能や、外光を遮断できる機構(自動制御で窓が塞がる仕組みなど)を整備することが求められる。
- 一方で、自然光が入る展示室は、他の美術館にはない京都市美術館の特徴とも言えることから、2階展示室や大展示室においてこれらの機構を導入するかどうかは、それらの展示室の運用方法と併せて検討が必要である。

(ウ) 設備における課題

a 全館空調設備の完備

- 本館において恒温恒湿空調となっているのは、本館1階の南北展示室のみであり、それ以外の部分は一般空調となっている。また、出入口等を介して外気が入り込むため、季節や来館者数によって大きな影響を受けており、恒温恒湿環境を維持することが困難な状態となっている。
- 再整備により常設展示室や企画展示室とする展示室については、恒温恒湿環境を維持するために、展示室の気密性を高めるとともに、全館の空調設備の改善が必要である。

b 気温・湿度センサーの調整・改良

- ・美術館内部の恒温恒湿環境に保つために美術館内部をモニタリングする気温・湿度センサーが、外気に反応する位置にあり、正確な気温・湿度が測定しにくい状態であるため、それらの調整・改良が求められる。

c 本館中庭の機械設備の移設

- ・本館中庭には、空調室外機や上下水道設備などの機械設備があり、来館者が立ち入れず、空間を有効に活用できていない状況である。中庭を来館者が利用できる空間として活用するため、中庭にある機械設備を移設し活用可能な空間を生みだすことが求められる。

d 収蔵庫の恒温恒湿空調機器の機能低下への対応

- ・収蔵庫の恒温恒湿空調機器が老朽化して、頻繁に故障するなど、恒温恒湿環境の維持が困難になってきているため、更新が必要である。

イ 美術館機能に係る課題

(7) 機能面における課題

a 常設展スペース・現代美術展スペースの確保

- ・京都市美術館では新しい展示機能として、常設展スペースや現代美術展が開催できる展示スペースが求められているが、現状では主催展、海外展、巡回展、貸館展などで年間を通して既存の展示スペースを使用している。既存施設で新たな展示スペースを生み出すことは困難であるため、施設の増築を行い新たな展示スペースを整備する必要がある。

b アメニティ施設の充実

- ・日本でも有数の来館者数を誇る美術館でありながら、休憩スペースやトイレ、コインロッカーなどが不足し、ユニバーサルデザイン対応も十分でない。これらを改善する必要がある。
- ・ミュージアムショップやカフェ、レストランなど、来館者の憩いの場となるアメニティ施設は、全国の主要美術館のほとんどで設置されているのに対して、京都市美術館には設置されておらず、将来構想に対するパブリックコメントの結果においても、市民・利用者からのニーズが高いことから、充実を図ることが求められる。

(イ) 既存の施設規模における課題

a 収蔵庫スペースの増床

- ・既存の収蔵庫は、現状の収蔵品で満杯であり、今後、美術館が新たにコレクションの充実を図っていくためには、スペースが不足するため、増床が必要である。

b エントランス・ロビー空間の狭あいさの解消

- ・現在、メインエントランスとして活用されている西玄関では、企画展などのチケットの改札が行われており、ロビー空間としては狭あいであることが指摘されている。今後、海外の美術館と同じようにセキュリティチェックが必要となるようなことも想定され、現状の狭あいな空間ではそれらの導入に対応することができないため、狭あいさの解消が必要である。

(ウ) 施設配置・動線に係る課題

a 展覧会開催中における展示室への搬入動線の確保

- ・収蔵庫からの搬入動線が、展示室の壁に設置された扉を通るため、その展示室の壁が展覧会で使用されると、搬入・搬出が行えないか、屋外空間を通過する必要が生じて不便である。展覧会開催中においても、屋内で搬入・搬出できる動線の確保が必要である。

b 搬送トラック用搬入口の狭あいさの解消

- ・現状、美術品を搬送するトラックが入る車庫が6トントラック1台分程度(約 55 m²)の広さしかなく、4トントラック(ロング)2台での搬入が可能となる程度の面積が必要である。

c 搬入用エレベーターの大容量化

- ・美術品を2階へ運搬するエレベーターの容量が不足しているため、より大きな容量のエレベーターの設置が求められている。

(2) 諸室構成・規模の検討

ア 美術館における機能分類

- ・京都市美術館に求められる機能を、主に「展示機能」「アメニティ機能」「教育普及機能」「収蔵機能」「調査・研究機能・事務機能」「その他機能・環境整備」に分類し、これらの機能分類のもと必要な諸室とその規模を検討する。

イ 京都市美術館の機能に関する整理

- ・検討委員会での議論や、利用者アンケート調査の結果から、京都市美術館に新たに設置、また拡充が求められる空間・諸室は以下のとおり整理される。
- ・これらの空間・諸室は、増改築を行うことによる施設の増床だけでなく、既存施設における諸室の位置付けの変更や、既存施設の改修などによっても導入・配置を行うものとする。

【図表11】京都市美術館再整備に当たって求められる空間・諸室

京都市美術館の機能	主な必要諸室
展示機能	<input type="radio"/> 常設展示スペース <input type="radio"/> 企画展示スペース・貸館展示スペース <input type="radio"/> 多目的スペース <input type="radio"/> 現代美術展示スペース・多目的ギャラリー
アメニティ機能	<input type="radio"/> ミュージアムショップ <input type="radio"/> カフェ・レストラン等の賑わい施設 <input type="radio"/> 授乳室・救護室 <input type="radio"/> 休憩コーナー <input type="radio"/> エントランス・ロビー空間
教育普及機能	<input type="radio"/> 情報コーナー <input type="radio"/> 講演室 <input type="radio"/> ワークショップルーム
収蔵機能	<input type="radio"/> 収蔵庫 <input type="radio"/> 修理室・作品閲覧室
調査・研究機能 事務機能	<input type="radio"/> 研究室 <input type="radio"/> 資料室・書庫 <input type="radio"/> 事務室 <input type="radio"/> 応接室 <input type="radio"/> 会議室
その他機能・環境整備	<input type="radio"/> 中庭の再生・利活用 <input type="radio"/> 有料区画外トイレの整備 <input type="radio"/> 岡崎総合案内機能(コンシェルジュ)の設置

ウ 各機能・諸室の必要規模設定

- ・京都市美術館の各機能を充実させたり、求められる空間・諸室を備えたりするために、整備する主要な空間・諸室の床面積を整理する。

(7) 展示機能

a 常設展示スペース(本館1階北側)

- ・新たに導入が求められている常設展示スペースは、恒温恒湿環境が整う本館1階の北展示区画(101～105号室)と北玄関地階の[1,677 m²]、及び北側中庭に設置することを想定する。

b 企画展示スペース・貸館展示スペース(本館1, 2階南側, 本館2階北側)

- ・海外展などの企画展は、本館1, 2階南展示区画[2,076 m²]、2階北展示区画[1,046 m²]を活用し、大展示室も含め、一体的な利用が可能なようにする。

- ・また、上記の企画展示スペースが空いている場合には、貸館展示スペースとして積極的な貸出しを行う。

c 多目的スペース(大展示室)

- ・現状、海外展などの企画展で使用されている大展示室 714 m^2 は、企画展における同様の使用のほか、多目的スペースとしての機能を持たせ、展示企画と連動したコンサートや講演会等展覧会の世界を深めるイベント、国際会議のレセプション会場等にも積極的に活用する。

d 現代美術展示スペース・多目的ギャラリー

- ・新たに導入が求められている現代美術作品の展示スペースは、暗室化など、本館の展示室では求められる機能を十分に果たしていくことが難しいため、新棟に確保することを想定する。
- ・規模は、他の事例を参考に、展示区画約 $2,000\text{ m}^2$ とし、 500 m^2 程度の小区画に分割して使用できる仕様として設定する。
- ・近年、展示空間を美術館外とするインсталレーションなどの展示も行われるようになってきていることから、それらに対応した野外展示空間を設けることも検討する。

(イ) アメニティ機能

a ミュージアムショップ、カフェ、レストラン等の賑わい施設

- ・既存施設において、ミュージアムショップとして十分な規模の床面積を確保することができないため、導入に際しては新棟に整備することを想定する。
- ・規模は、他の美術館の事例や民間事業者へのヒアリングにより、ミュージアムショップ及びカフェ約 180 m^2 と想定する。
- ・レストランについては、美術館にふさわしく、周辺地域の活性化に寄与する賑わい施設として、それ以外の用途も含めて、事務所棟の転用を検討する。

b 授乳室・救護室

- ・利用者の利便性を向上させるために、授乳室、救護室を設置することを検討する。

c 休憩コーナー

- ・休憩コーナーは、再生した中庭の利活用のほか、常設展や企画展の展示区画の中でベンチを設けるなどの運用を行うことで、利用者ニーズに応えていくこととする。

d エントランス・ロビー空間

- ・狭あいさが指摘されているエントランス・ロビー空間については、本館正面玄関とは別に、新棟において約 500 m^2 の空間を、本館の景観に配慮した形で確保することを検討する。

(ウ) 教育普及機能

a 情報コーナー

- ・資料や美術関係図書の閲覧については、資料室にブースを設けて対応する。
- ・情報端末を設置し、情報コーナーとする。

b 講演室、ワークショッフルーム

- ・現状、収蔵庫棟に設置されている講演室について、多様なニーズに対応できるワークショッフルームを隣接させて新棟に導入することとする。規模は、ワークショッフルーム約 150 m^2 、講演室約 200 m^2 と想定する。

(I) 収蔵機能

a 収蔵庫

- 既存収蔵庫の不足への対応、及び将来的なコレクションの充実及び新たにコレクションを始める現代美術の収蔵スペースを確保するため、新棟に不足面積を想定する。
- 必要規模については、既存の収蔵庫 829 m^2 とは別に、新棟に $\boxed{\text{約 } 1,000\text{ m}^2}$ を新設する。

b 修理室・作品閲覧室

- 美術館におけるコレクションの充実に合わせて、収蔵品を修理・修復するためのスペースや、外部研究者などが閲覧をするためのスペースを設置することを想定する。
- 規模は、 $\boxed{\text{約 } 20\text{ m}^2}$ 程度を想定する。

c 搬出入関連室

- 現状では狭すぎるという課題のある搬入口は、再整備に合わせて4トントラック(ロング)が2台入れる規模として、 $12\text{m} \times 13\text{m}$ 程度の広さを想定する。
- その他荷解室など合わせて $\boxed{\text{約 } 400\text{ m}^2}$ を確保する。

(II) 調査・研究機能、事務機能

a 研究室等

- 現在の資料室と書庫は、狭いで本来それらの諸室にあるべき資料などが他の部屋に保管されている状況である。
- 現在の利用状況から増員等推定し、資料室・書庫等合わせて $\boxed{\text{約 } 200\text{ m}^2}$ の諸室を新棟において確保する。

(III) その他機能、環境整備

a 中庭の再生・利活用

- 中庭に設置された空調設備等を移設したうえで、屋根を設置し、常設展示や企画展示の観覧者の憩いのスペースとして再生する。北側の中庭については、彫刻等の常設展示スペースとしても利活用する。

b 有料区画外トイレ

- 現状、美術館本館には有料区画の外で利用できるトイレが設置されていない。一般利用が可能なトイレを、新棟に増設する。

c 岡崎総合案内機能(コンシェルジュ)

- 岡崎地域に欠けている機能として、観光などの情報発信施設の必要性が指摘されており、美術館の再整備に当たっては岡崎地域の総合案内所の設置を検討する。
- 岡崎総合案内機能(コンシェルジュ)は、美術館のエントランス・ロビー空間やアメニティ施設に併設することを想定し、独立した諸室としての規模は考慮しないものとする。

d コージェネレーションシステム設置の検討

- 岡崎地域公共施設空間エネルギーネットワーク形成実証事業に基づき、岡崎地域での公共施設エネルギーネットワークを構築するために、コージェネレーションシステムの導入を検討する。

e 駐輪場・駐車場

- 駐輪場については、京都市自転車等放置防止条例に基づき、自転車による来館者の実態を考慮しながら、美術館本館敷地内に整備する。
- 駐車場については、京都市駐車場条例上の附置義務がなく、岡崎地下駐車場に隣接していることもあり、一般の駐車場は設置しない。ただし、身体障害者用駐車場4台分を、美術館本館敷地内に整備する。

【図表12】各機能・諸室面積表

区分		面積
本館 (A)	常設展示スペース (1階北側)	1,677 m ²
	企画展示スペース (1, 2階南側)	2,076 m ²
	貸館展示スペース (2階北側)	1,046 m ²
	多目的スペース (大展示室)	714 m ²
	中庭(増築)	924 m ²
	その他	3,836 m ²
	小計	10,273 m ²
収蔵庫棟 (B)	収蔵庫	829 m ²
	その他	961 m ²
	小計	1,790 m ²
別館 (C)	貸館展示スペース	917 m ²
	その他	1,050 m ²
	小計	1,967 m ²
事務所棟 (D)		768 m ²
既存棟合計 (A+B+C+D)		14,798 m ²
新棟	現代美術展示スペース	約 2,000 m ²
	ワークショップルーム	約 150 m ²
	講演室	約 200 m ²
	カフェ・ショップ	約 180 m ²
	エントランス・ロビー	約 500 m ²
	研究室等	約 200 m ²
	搬出入関連室	約 400 m ²
	収蔵庫	約 1,000 m ²
	その他	1,370～1,970 m ²
	小計	6,000～6,600 m ²
総合計 (既存棟+新棟)		約 21,000 m ²

(3) 施設整備計画

ア 各施設の整備

(ア) 本館

- ・建物の風格を失うことなく保存し、将来的に文化財指定を目指す。
- ・本館の南北1、2階の四つの展示スペースに常設展示、企画展示、貸館展示を割り当てる。

北1階：常設展示スペース	北2階：企画展示・貸館展示スペース
南1・2階：企画展示・貸館展示スペース	
- ・大展示室は多目的スペースとして位置付け、多彩な事業に活用する。
- ・中庭については、憩いのスペースや屋外展示スペースとして活用する。

(イ) 収蔵庫棟

- ・収蔵庫棟については、設備機器を更新して、既存建物を引き続き活用する。

(ウ) 新棟

- ・本館に包蔵されない諸機能を新棟に割り当てる。新棟に配置される諸機能は以下のとおりとする。

○エントランス・ロビー	○カフェ・ミュージアムショップ	○授乳室等子どものためのスペース
○現代美術展示スペース	○ワークショップルーム	○講演室
○収蔵庫	○事務室	○調査研究関連諸室
○岡崎地域の総合案内所(コンシェルジュ)		

- ・新棟は本館への景観的配慮から、地下空間の大胆な活用も含め整備する。機能上及び建設費抑制の理由から、新棟は分散せず、一体的なブロックとすることが望ましい。
- ・このようなブロックを配置できるスペースがあること、本館正面玄関との連絡性、岡崎地域の中心方向である神宮道と二条通からのアプローチ等の観点から、新棟は主に本館北側及び西側に配置することを想定する。
- ・搬出入口の拡充、大型エレベーターの設置等により、美術品の搬出入機能を強化する。
- ・正面玄関と連絡する形で、すべての人にとって使いやすいエントランス・ロビーを配置し、チケットの販売、ロッカー利用、トイレ等のサービスを充実させる。

(エ) 事務所棟

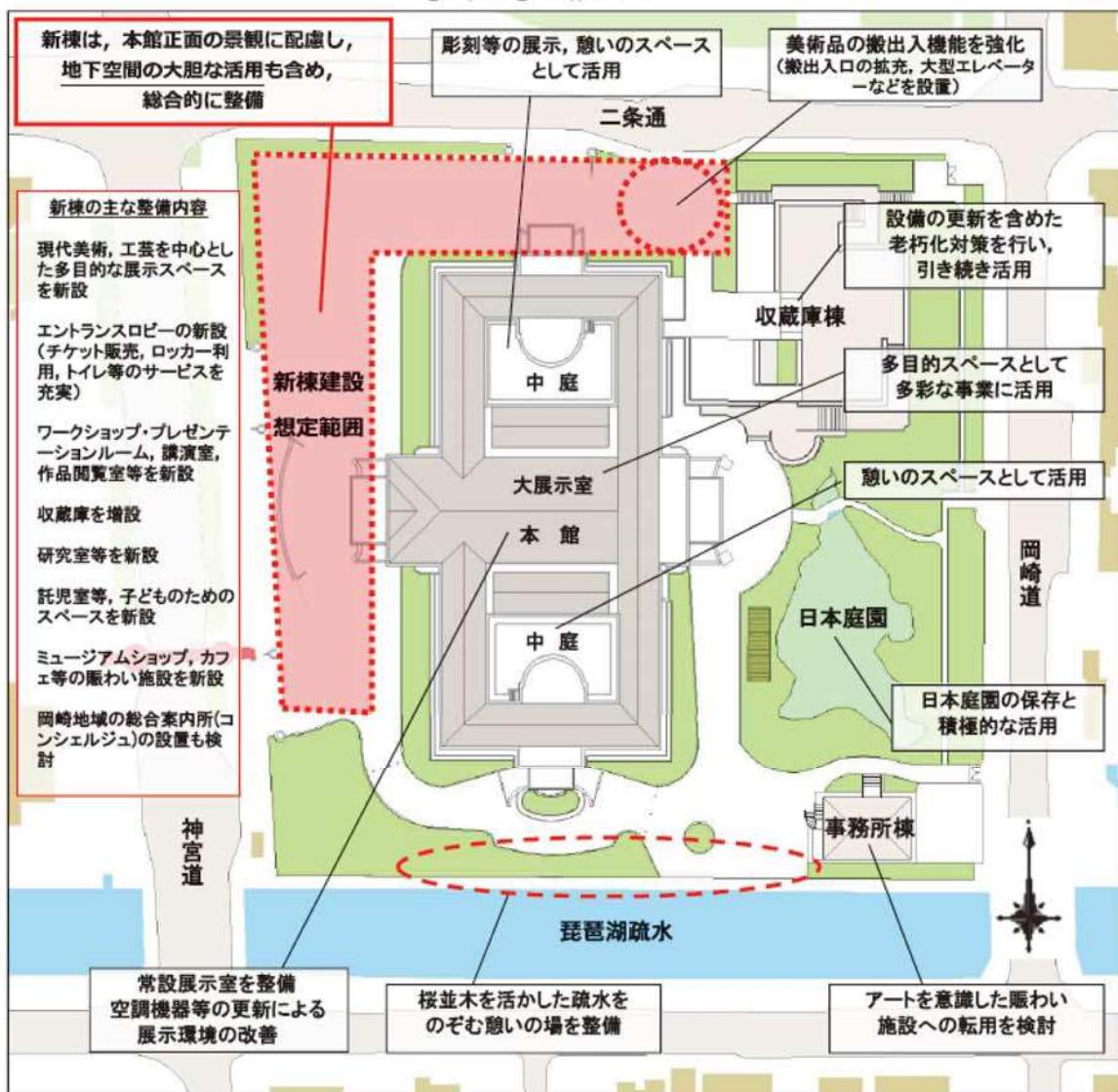
- ・アートを意識したショップやレストランなど、賑わい施設への転用を検討する。

(オ) 屋外・庭園

- ・美術品の搬出入について、利便性・セキュリティ性を高める。
- ・日本庭園は保存し、来館者の憩いのスペースとして積極的に活用する。
- ・琵琶湖疏水沿いの桜並木を活かした水辺の憩いの場を整備する。

イ 整備の全体概要

【図表13】整備計画図



(4) 必要な基本的性能の整理

ここでは、公共施設が一般的に備えることを求められる基本的性能のうち、特に美術館が備えるべき性能について整理を行う。

ア 「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月改正)

(7) 基本的性能の分類

- ・ 公共施設が一般的に備えることを求められる基本的性能は、国土交通省が定める「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月改正)に基づき、以下のとおり分類される。

社会性に関する性能	地域性に関する性能
	景観性に関する性能
環境保全性に関する性能	環境負荷低減に関する性能 長寿命に関する性能、省エネルギー・省資源に関する性能など
	周辺環境保全に関する性能
安全性に関する性能	防災性に関する性能 耐震性に関する性能など
	機能維持性に関する性能
	防犯性に関する性能
機能性に関する性能	利便性に関する性能
	ユニバーサルデザインに関する性能
	室内環境性に関する性能 熱環境に関する性能、空気環境に関する性能など
経済性に関する性能	情報化対応性に関する性能
	耐用性に関する性能
	保全性に関する性能

(イ) 京都市美術館における必要な基本的性能の整理

- ・ 上記で分類した基本的性能のうち、京都市美術館において必要と考えられる主な基本的性能について整理する。

a 社会性に関する性能

(a) 地域性に関する性能

- ・ 京都市美術館は、80年の歴史を誇る近代建築を代表する建築物であり、現存する公立美術館として最古の建物であり、その歴史的価値は非常に高く、京都市民にとって岡崎地域の文化・交流ゾーンの象徴的建築物として親しまれている。岡崎地域活性化ビジョンでは、集客力のある企画展が誘致できる美術館機能の向上や、市民や芸術家が集い、交流できる空間機能の強化が掲げられている。本館施設の改修や、敷地内での新棟の増改築に当たっては、歴史的価値を尊重したものとし、京都国立近代美術館や京都市動物園等の周辺施設との動線のつながりへの配慮や機能補完などの連携を行うことが求められる。

(b) 景観性に関する性能

- 京都市美術館は、京都市最大の文化・交流ゾーンである岡崎地域に立地しており、琵琶湖疏水や東山への眺望の優れたエリアにあることから、周辺の自然環境、都市環境との調和を図るとともに、周辺の施設などとの連携を図りつつ、良好な都市景観の形成に貢献することが求められる。

b 環境保全性に関する性能

(a) 環境負荷低減に関する性能

① 施設・設備の長寿命化

- 構造体を耐久性の優れたものとしたり、非構造部材や設備については耐久性があることと同時に、更新・修繕などが行いやすいものとすることが求められる。
- 階高・床面積・床荷重などに余裕を持たせたり、間仕切りなどによる可変性を担保するなど、利用形態に合わせてフレキシブルに対応できる施設とする必要がある。

② 適正使用・適正処理

- 工事にともなう副産物・廃棄物の発生を抑えたり、再使用、再生利用を図ることが必要である。また、建設時だけでなく施設運営時の廃棄物の適切な処理に配慮した施設とすることが求められる。

③ エコマテリアル

- 環境負荷の少ない自然材、廃棄物などのリサイクルによる資機材、部分的な更新が容易な資機材・モジュール材料などを採用・使用することが求められる。

④ 省エネルギー・省資源

- 部屋の配置などによる外壁を通した熱負荷低減、断熱性・機密性の高い材料・工法による躯体を通した熱負荷低減、窓の断熱・日射遮蔽などによる開口部を通した熱負荷低減など、建築設備への負荷を抑制し、環境保全を行うことが求められる。
- また、美術館としての作品展示、作品保護の観点から支障がない範囲で、自然光の活用や、自然通風の活用、太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房などによる自然エネルギーの有効利用を図ることが求められる。
- 高効率なエネルギー変換・利用が行われる建築設備システムの導入や、電力負荷の低減・平準化、高効率照明器具やセンサーによる点灯方式の採用などの照明エネルギーの最小化、雨水・排水処理水の利用などによるエネルギーと資源の有効利用を図ることも求められる。

(b) 周辺環境保全に関する性能

① 地域生態系保全

- 増改築による地形の改変は最小限に留め、日本庭園や敷地内の樹木などの保全により、地域生態系や生物多様性の保全に配慮する必要がある。

c 安全性に関する性能

(a) 防災性に関する性能

① 耐震性に関する性能

- 京都市美術館は、市民や近隣自治体の住民、観光客などの不特定多数の人々が利用する施設であるため、地震が起こっても、来館者の安全が確保される施設とすることが求められる。

- ・加えて、日本文化にとって重要な財産である美術品や資料を収蔵し、また海外展等の開催に伴い、他館が収蔵する多くの貴重な作品を公開していることから、可能な限り収蔵・展示品の破損などを防ぐため、公開承認施設の承認や美術品補償制度の適用に必要な耐震性能を確保する。

② 耐火性に関する性能

- ・耐震性に関する性能でも述べたように、美術館という特性から、火災を予防し、発生した場合でも火災が拡大しにくく、かつ来館者などの避難安全性能がしっかりと確保された施設とする必要がある。

(b) 防犯性に関する性能

- ・京都市美術館には、芸術的・文化的に非常に価値のある美術品・資料が展示、収蔵されている。また、企画展として行われる海外展では、世界的に有名な美術品が展示されることからも、防犯性については特に配慮が求められる。このことから、来館者動線と搬入搬出動線の分離や、死角の排除などの計画段階からの施設配置、防犯カメラや機械警備などの設備改修、警備員の配置や搬入搬出のルールの運用面での改善など、様々な方法を組み合わせて、防犯性能を確保する必要がある。

d 機能性に関する性能

(a) ユニバーサルデザインに関する性能

- ・京都市美術館は、高齢者、障害のある方、外国人など、すべての人に利用しやすい施設であることが求められる。
- ・すべての人が支障なく移動できるように、段差の解消やエレベーターの設置、必要に応じた手すりの設置を行うことなどが求められる。特にトイレにおいては、位置が分かりやすく、多様な利用者を考慮し、必要な機能が分かりやすい操作によって使用できることが必要である。
- ・案内情報については、視覚や音声・音響による情報などを多角的に提供するようにし、図記号や外国語、ひらがな表記によって、すべての人が容易に理解できる情報とすることが求められる。

e 経済性に関する性能

(a) 耐用性に関する性能

- ・京都市美術館の再整備においては、施設の耐用性に配慮し、ライフサイクルコストの最適化を図りながら適切な維持管理により耐久性が確保される構造体や建築設備の導入、社会的状況の変化などによる用途や機能の変更に柔軟に対応できるような性能を備えた施設とすることが求められる。

イ 「京都市公共建築物低炭素仕様」(平成26年策定)

- ・京都市では、平成25年12月に「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定し、「公共建築物における低炭素仕様の強化」を京都市の率先実行取組事項として位置付け、公共建築物の更なる省エネ化と再生可能エネルギー利用設備の設置拡大を図っている。
- ・「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指して、市内事業者で最もエネルギー使用量の多い市役所自らが環境・エネルギーに配慮した行動を率先して実行することが極めて重要であることから、具体的な取組方針として、「京都市公共建築物低炭素仕様」に基づき、整備を行う公共建築物等の低炭素化に最大限取り組むことが求められる。

4 事業計画等の検討

(1) 概算事業費

本館改修工事費と新棟工事費の合計は約 100 億円と概算される。

【図表14】再整備事業費

項目	費用
既存棟(増築部を含む)	約 14,800 m ²
新棟	約 6,000～6,600 m ²
合計	約 21,000 m ²
【総事業費】	約 100 億円
内訳	
本館改修	約 50 億円
新棟整備等	約 50 億円

※規模及び費用は想定であり、変動する可能性がある。

(2) 事業スケジュール

平成 27 年度に基本設計に着手し、東京オリンピック・パラリンピックの開催(平成 32 年)を控えた平成 30 年度中の開館を目指す。ただし、財政状況等によりスケジュール等を見直す可能性がある。

- 平成 27 年度 基本設計
- 平成 28 年度以降 実施設計・工事
- 平成 30 年度中 オープン(予定)

(3) 設計者選定の手法

本館改修と新棟工事における基本設計の設計者選定は、公募型技術提案(プロポーザル)とする。

京都市美術館

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町 124

TEL 075-771-4107 FAX 075-761-0444

URL <http://www.city.kyoto.jp/bunshi/kmma/>

